

保健福祉委員会報告書

令和6年11月14日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

保健福祉委員会委員長 村 上 直 樹

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 新型コロナウイルス等感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置づけが変更されることになり、これに合わせてこれまでの医療提供体制も変更されることとなったが、今後も感染を防止するための対策が望まれるところである。

また、新型コロナウイルス感染によるり患後症状（いわゆる後遺症）や新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応などの新たな課題も生じている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、今後の新型コロナウイルスの感染防止対策、医療提供体制の在り方、り患後症状への対応、ワクチン接種及び接種後の副反応への対応など、市民がコロナ禍前のような不安のない日常を取り戻すために必要な対応や今後の感染症対策について調査を行うこととした。

(2) いきいき長寿プランについて

本市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次北九州市いきいき長寿プラン」に基づき、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けての取組が進められてきた。

人生100年時代を迎える中、政令指定都市の中で最も高齢化が進む本市においては、高齢者を取り巻く多くの課題に対して、その取組をより充実したものにすることが求められている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、令和6年度以降の次期プランの策定に向けて、健康寿命の延伸のための健康づくりや生きがいづくり、認知症対策などの取組について調査を行うこととした。

(3) 子育てしたいまちづくりについて

全国的に少子化が進行する中、子供を取り巻く環境については、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど深刻な状況となっており、国は令和5年4月1日から「こども家庭庁」を発足するとともに、「こども基本法」を施行するなど、子供に関する取組や政策を強力に推進することとしている。

本市においても「元気発進！子どもプラン」(第3次計画)に基づき、子ども・子育てについての取組を進めているところであるが、少子化、人口減少には歯止めがかかっておらず、より子育てしやすい環境の整備が急務となっている。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、子供が安全で安心して生活でき、本市で子育てしたいと思える環境づくりに向けて、子ども・子育て支援に関する取組について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 新型コロナウイルス等感染症への対応について

○令和5年4月13日 保健福祉委員会

感染症法上の位置づけ変更に伴う対応、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の発生状況

- ・発生状況について、第8波が到来し、12月の感染者数は33,126人と増加傾向だったが、令和5年3月では5,435人まで減少した。
- ・感染者は50代以下に多く、60代以上の高齢者世代は感染が少ない。
- ・新規感染者の減少に伴い、市内の病床使用率も低下しており、令和5年1月7日には過去最高となる83.7%まで上昇したものの、4月5日現在では5.3%まで低下した。
- ・重症病床使用率についても、令和5年1月4日に36.3%まで上昇したものの、4月5日現在ではゼロとなった。

②感染症法上の位置づけ変更に伴う対応

- ・新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上、現在の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置づけが変更される。
- ・見直し後の対応については、国から順次、対応方針や取扱いが示されており、県や市医師会と協議を進めている。
- ・新型コロナ関連の医療費は、入院した場合の自己負担額の一部等を除き、原則、自己負担となる。
- ・発熱時の受診等の対応は、広く一般的な医療機関での対応を目指す。
- ・症状のある方への抗原検査キットの無料配布や陽性者登録については、終了予定である。なお、高齢者施設や障害者施設への抗原検査キットの配布

は継続する。

- ・病床の確保については、県が策定する9月末までの移行計画に基づいて病床確保などの取組を行い、全病院での対応を目指す。
- ・入院勧告・入院調整については、入院勧告は終了するとともに、県が策定する移行計画に基づき、医療機関の間での入院調整に移行される。
- ・宿泊療養施設の確保については、患者への外出自粛要請がなくなることに伴い終了となる。
- ・自宅・施設療養者への往診などの医療支援については、ハイリスクの自宅療養者や高齢者施設への支援を継続する。
- ・患者の搬送については、保健所で実施しており、透析患者などで移動手段が確保できない患者の搬送支援は9月末まで継続する。
- ・自宅療養者への食糧支援については、患者への外出自粛要請がなくなることに伴い終了となる。
- ・患者の健康観察や相談対応について、健康観察は終了するが、陽性判明後の体調急変時の相談対応は継続される。
- ・感染者の把握は全数把握から、指定した医療機関に週1回報告を求める定点把握へと移行する。
- ・病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の対応については、国は必要があれば、感染症法上の指定感染症と位置づけ、一時的な対策を強化するなどの対応を直ちに講じる。

③令和5年度のワクチン接種等

- ・4月9日時点で、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けた方は約43万人で、対象者の約6割が接種済みである。
- ・令和5年度のワクチン接種については、特例臨時接種の期間が1年間延長されたことから、引き続き自己負担のないワクチン接種を行う。
- ・一般（12歳以上）について、春開始接種は65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、医療・施設等の従事者を対象に5月8日から8月31日に実施し、秋開始接種は全ての方を対象に9月から実施予定である。
- ・小児（5～11歳）についても、基礎疾患を有する方を対象とした春開始接種を開始し、秋開始接種については9月から実施予定である。
- ・乳幼児、生後6か月から4歳については、初回接種を引き続き実施する。
- ・市ホームページ、SNS、市政だよりに加え、新聞折込広告や全戸配布のお知らせなど、様々な媒体を活用して遺漏のないよう市民へ周知する。

《委員の主な意見》

- ・無症状の陽性者もいる中では、感染の早期発見、早期治療が感染拡大の防止に重要であるため、検査体制の充実や費用の助成について検討されたい。

- ・ワクチンに対しての不安を感じている市民もいるため、ワクチン接種を進めるに当たっては、安全性についての検証や情報の周知を図られたい。
- ・5類移行後は、コロナ禍前のような日常生活が取り戻せるよう、市民の健康づくりに関する取組も進められたい。

○令和5年5月17日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う医療提供体制の構築に向けた福岡県の移行計画等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①福岡県の移行計画

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年9月末までを医療提供体制の構築に向けた移行期間として、福岡県が移行計画を策定した。

②病床の確保

- ・9月末までの移行期間中は、福岡県が第8波での最大入院者数を踏まえ、県内に1,600床を確保する計画である。
- ・市内の医療機関については、5月8日時点で281床が7月末まで、210床が9月末まで確保されている。

③入院調整

- ・国の方針で、原則として医療機関の間で行うこととされた。

《委員の主な意見》

- ・今後は入院調整等で医療機関の負担が大きくなり、医療現場での混乱が危惧されるため、医師会や医療機関の意見をしっかりと聞き、入院調整等のノウハウを持つ保健所からも支援を行われたい。
- ・高齢者の多い本市においては、新型コロナウイルスだけでなく、新たな感染症への対応は重要であるため、医療機関等と連携して研究及び対策を行い、市民の安全・安心の確保に努められたい。

○令和5年8月10日 保健福祉委員会

「(仮称)北九州市感染症予防計画」の策定等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の発生状況

- ・5類移行後に市内35箇所の定点医療機関から報告された発生状況は、5類移行直後の第19週では報告数が59人、一定点医療機関当たり1.69人だったものが、7月24日から7月30日の一週間では報告数が661人、一定点医療機関当たり18.89人と増加傾向である。

- ・市内確保病床の使用率については、8月4日時点で72.3%、8月9日時点で78.8%と医療への負荷が高まっている。
- ・本市では、市医師会とも連携して、市内の医療機関へ新型コロナ患者の受入れを要請しているほか、医療機関での入院調整が困難なケースについては、必要に応じて保健所が入院調整を支援することとしている。

②「(仮称)北九州市感染症予防計画」の策定

ア 計画の概要

- ・感染症法が改正され、保健所設置市においても、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた予防計画の策定が新たに義務づけられた。
- ・保健所設置市が策定する予防計画は、都道府県の予防計画に即して作成する。
- ・福岡県の予防計画の改定は、県医師会や県内の指定医療機関、医療従事者等の学識経験者、消防機関、本市を含む保健所設置市及び福岡県で構成される「福岡県感染症対策連携協議会」において議論され、本市の予防計画の策定についても、当協議会での結果を踏まえて作成する。

イ 計画の位置づけ

- ・感染症法第10条第14項により、保健所設置市においても策定が義務付けられているものであり、法定計画として策定するものである。

ウ 予防計画に定める主な項目

- ・感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項
- ・感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査・研究
- ・検査の実施体制及び検査能力の向上
- ・医療提供体制の確保
- ・宿泊療養施設の確保、外出自粛対象者等の環境整備
- ・総合調整及び指示の方針に関する事項
- ・人材の養成及び資質の向上
- ・保健所体制の確保

エ 今後のスケジュール

- ・来月の福岡県感染症対策連携協議会の「医療専門部会」において、県の予防計画の骨子案等が示される予定である。
- ・計画素案については、パブリックコメントを実施後、寄せられた意見の検討や県の協議会での議論を踏まえて、計画の最終案を常任委員会で報告する予定である。
- ・地域保健法に基づく国の基本方針に基づき、保健所と地方衛生研究所が策定する「健康危機対処計画」についても策定に向けて準備している。

《委員の主な意見》

- ・ 5類感染症に移行し、新型コロナウイルスに対する心構えの緩みから感染の拡大が懸念されるため、感染予防の取組と市民への啓発を継続されたい。
- ・ 本市が策定する感染症予防計画においては、感染後の後遺症への対応についても、これまでの新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえて計画に織り込むよう検討されたい。

○令和5年10月2日 保健福祉委員会

令和5年10月以降の医療提供体制等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①国の基本的な考え方

- ・ 医療費の公費負担や病床確保料の特例措置について、10月以降は、通常医療との公平性も踏まえ、通常医療提供体制への移行をさらに進める必要があるとの考え方が示されたため、県は、改めて来年3月末までを移行期間として移行計画を見直す。

②入院医療体制

- ・ 基本的には、確保病床によらない患者の受入体制へ移行することが示されているが、確保病床については県の判断で令和6年3月まで継続することも可能とされており、県において改めて移行計画を策定する。

③外来医療体制

- ・ 外来対応医療機関については、ホームページでの公表を当面継続する。
- ・ かかりつけ患者に限定しない医療機関を含め、外来対応医療機関の確保・拡充を図ることとしており、県は、見直し後の移行計画において、この取組方針を追加して示すことが求められている。

④入院調整

- ・ 10月以降も、原則、医療機関間での入院調整を行いつつ、調整が困難な場合には、行政による支援や調整を行う枠組みの継続が可能となっており、入院調整体制も、見直し後の移行計画において、改めて方針が示される。

⑤医療費の公費負担

- ・ 入院医療費については、9月末までの間、高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円が減額されていたが、1万円の減額に見直された。
- ・ 新型コロナ治療薬は、他の疾病との公平性を踏まえ、一定の自己負担を求めた上で、9月以降も公費支援が継続される。

⑥相談窓口機能等

- ・ 発熱時の受診相談や体調急変時の相談などの相談窓口は、来年3月まで継続する。
- ・ 高齢者施設等への抗原検査キット配布や医療従事者派遣についても、それ

ぞれ来年3月末まで継続される。

- ・ゲノムサーベイランスについては、当面の間、継続する。

⑦患者の搬送

- ・透析患者など移動手段が確保できない患者の搬送支援を行う体制は、他の疾病との公平性の観点から9月末で終了となる。

《委員の主な意見》

- ・今回のように医療提供体制等に変更がある場合は、市民や医療現場での混乱が生じないように、速やかな周知を行われたい。
- ・症状が悪化した場合の相談窓口等、感染しても市民ができるだけ不安を感じることをない相談体制を構築されたい。
- ・重症化リスクのある高齢者の感染対策について、高齢者施設等への巡回を行うなど、感染防止対策の強化を図られたい。
- ・新型コロナウイルス感染後の後遺症で苦しんでいる方もいるため、具体的な注意喚起を行うとともに、後遺症に対する取組を進められたい。
- ・ワクチン接種後の副反応について、市民へ情報を提供するとともに、接種が任意であることについても周知されたい。
- ・ワクチン接種後の副反応による健康被害対応については、手厚い対応を行っている名古屋市等の事例を参考に取組を進められたい。
- ・感染症拡大時の救急搬送においては、救急への電話が繋がらない、搬送できないということがないように、関係機関と連携して円滑な搬送ができる対策を取られたい。
- ・医療機関では、5類感染症への移行後も面会制限が継続されているところもある。患者にとって家族等との面会は重要であるため、患者の人権という観点からも、面会が可能となるような対策を検討されたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

「北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録」の作成について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

- ・この記録は、次の感染症危機に備えるために、これまで市が行った対応について、経過や生じた課題等をまとめたものである。
- ・第1波から第8波までの波について時系列でまとめた部分と本市の取組について事項別にまとめた部分の2つのパートで構成されている。
- ・本編では、各項目を事業ごとに切り分け、さらにその取組を行った趣旨や具体的な取組内容、留意点などについても、できるだけ具体的に記載している。

《委員の主な意見》

- ・この対応記録は、本市での対応の課題を明確にするとともに、今後の感染症危機に備えるために、大変有意義なものである。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種が開始当初は、予約が取れない等の事例が発生したため、市が行った対応を検証し、今後の感染症対応につなげられたい。

○令和5年12月8日 保健福祉委員会

「北九州市感染症予防計画」等の素案の策定等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①北九州市感染症予防計画（素案）

ア 策定の背景と計画の位置づけ

- ・この計画は、次の感染症危機に備えるため、令和4年12月に改正された感染症法に基づき、県の感染症予防計画に即して、保健所設置市が定めるもので、今回初めて保健所設置市が計画を策定するものである。

イ 計画における県と保健所設置市の取組

- ・県の感染症予防計画は、福岡県感染症対策連携協議会で議論の上、策定が進められており、本市の計画は、県計画と整合性を確保し作成する。
- ・福岡県感染症対策連携協議会では、計画策定後も、計画に基づく取組状況が報告され、進捗を確認することで、平時から感染症対策の取組の改善と実施状況の検証を行う。
- ・県知事は、今回の法改正により、感染症対策全般について、平時より市長及び関係機関に対して総合調整を行う。

ウ 計画における主な取組

- ・次の感染症危機において、確実な医療提供体制等を確保するために、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた数値目標を盛り込んでおり、主には、病床や発熱外来などの医療提供体制、検査体制、保健所体等について数値目標を定めている。

エ 市民意見提出

- ・12月20日からパブリックコメントを実施の上、2月に議会への報告を行う予定である。

②北九州市保健所健康危機対処計画（素案）

ア 策定の目的・趣旨

- ・この計画は、北九州市感染症予防計画と整合性を確保しながら、平時からの人材確保・育成、関係機関との連携、ICT化等による業務効率化の検討を行うとともに、健康危機発生時には速やかに有事への体制移行を行う準備を計画的に進めることを目的に策定するものである。

イ 計画の主な内容

(平時の取組)

- ・体制整備、D X導入などの業務効率化
- ・専門人材の確保・育成、研修・訓練の取組
- ・関係団体・機関との継続的な連携強化

(有事の取組)

- ・流行初期段階での迅速な人員確保、D X導入などの継続した業務効率化
- ・重症化リスクの高い高齢者が多いことや空港や港があり、水際対策が重要となる等の地域特性を考慮した対応

ウ 今後のスケジュール

- ・12月15日に、感染症対応に係る搬送等訓練を実施し、訓練の効果検証等を踏まえ、素案をブラッシュアップし、2月の常任委員会で計画の最終案を報告する予定である。

③北九州市保健環境研究所健康危機対処計画（素案）

ア 策定の目的・趣旨

- ・この計画は、北九州市感染症予防計画の実行性を担保するため、今後の感染症対策を円滑に推進することを目的として、本研究所が取り組むべき事項について策定するものである。

イ 計画の主な内容

(平時の取組)

- ・体制整備、応援体制の構築
- ・計画的なO J T研修による人材育成、実践型訓練の実施

(有事の取組)

- ・感染拡大フェーズ（感染症発生時、流行初期、流行初期以降、流行収束期における取組・体制
- ・感染防御策、業務継続計画の作成
- ・感染症危機発生後の対応

ウ 今後のスケジュール

- ・この素案を基に今年度内の策定を予定している。

≪委員の主な意見≫

- ・人員体制について、有事の際には保健所職員以外の職員も配置するとのことであるが、対応については平時から研修等を通じて十分準備されたい。
- ・計画にも記載があるが、新型コロナウイルス感染症の対応では、患者の隔離などが行われた事例もあったことから、今後の感染症対策においては、患者を含め、人としての生き方が尊重されるような対応を行われたい。

- ・計画については、市民に分かりやすく知らせることが必要であるため、保健所の体制など、素案を作成するに当たってどのような検討がされ、今後どのようにしていくのかということを具体的に示されたい。
- ・今後の感染症対策においても、医療機関との連携がポイントとなるため、計画については医療機関の理解が得られるよう、十分に説明されたい。

○令和6年3月21日 保健福祉委員会

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症への対応、「北九州市感染症予防計画」等の最終案について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

ア 医療提供体制

- ・令和6年3月末までを移行期間として、幅広い医療機関で受診できる医療体制へと段階的に移行することに伴い、本市の入院医療体制における確保病床は、3月末で終了する。
- ・外来医療体制については、外来対応医療機関の公表を終了する。
- ・医療費の公費支援については、令和6年4月以降の特例的な財政支援が終了することが国から示されたため、3月末で終了する。
- ・受診相談については、発熱時の受診相談などの相談窓口である「コロナ専用の受診・相談センター」を3月末で終了し、4月からは、県が設置する「福岡県救急医療相談窓口（#7119または#8000）」で対応する。また、受診相談以外の感染症に関する一般的な相談は保健所が対応する。

イ 新型コロナウイルスワクチン接種

- ・4月以降は、接種の分類がB類疾病の定期接種となり、65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象に年1回、秋からの開始を想定している。
- ・国の基本的な考え方として、現在実施中の生後6か月以上の全ての方に対する全額公費による接種を令和6年3月末で終了するため、接種費用は原則有料となる。
- ・ワクチン価格は当初予定の3,260円を超過することが見込まれるため、3,260円を超える部分については、国が自治体に対して助成金を支給することにより、接種費用を7,000円となるように調整を行っている。
- ・自己負担額については、生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税の方は減免され、無料となる。それ以外の高齢者等については、ワクチン代相当額を基準に、自治体が自己負担額を設定することになる。
- ・定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種として、自費で接種することになる。

- ・今後、新型コロナワクチン接種に係る国の関係規定の改正等を踏まえ、医師会等と協議を行う。

②北九州市感染症予防計画（最終案）

ア 市民意見の募集結果

- ・令和5年12月20日から令和6年1月19日までの31日間で市民意見を募集したが、計画素案に対する市民意見の提出はなかった。

イ 福岡県感染症対策連携協議会における協議

- ・1月26日に福岡県感染症対策連携協議会医療専門部会、2月13日に福岡県感染症対策連携協議会が開催された結果、県が示した福岡県感染症予防計画素案について委員から示された意見により、計画案の修正が行われた。

ウ 修正意見と本市計画の修正内容

- ・協議会での委員からの意見を受け、県は、「地域における感染症対策の中核的機関である保健所とともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携して調整する」旨を追記した。
- ・本市の計画においても、この項目は県の計画を引用記載する部分となるため、計画の修正を行った。

エ 今後のスケジュール

- ・令和6年4月に計画を策定し、6月議会において「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に係る報告として提出する。

③北九州市保健所健康危機対処計画（最終案）

ア 素案からの主な修正点

- ・計画を策定することとなった経緯及び保健所における新型コロナウイルス感染症対応での主な取組及び課題を追記した。
- ・平時からの計画的な体制整備を図るため、健康危機対処計画の策定が義務づけられたことを記載した。
- ・計画の策定に当たり、医師会等の関係団体や感染症の専門家等からなる検討会を設置して意見を聴取するとともに、新興感染症の流行初期における対応を想定した実践型訓練を実施した。
- ・検討会での意見や訓練実施により明らかとなった課題等を踏まえ、実効性の高い訓練の実施や流行フェーズごとの相談対応用Q&Aの作成、感染初期段階からの検査体制整備、有事に使用する機材の定期的な使用方法の確認・点検、夜間など指定医療機関等で患者受入れに時間を要する場合の対応、ICTを活用した情報共有に関する平時からの準備、保健所警戒本部立ち上げ時の会議で決定すべき事項等について追記した。

イ 今後のスケジュール

- ・年度内に本計画を策定し、令和6年4月から運用を開始する。

④北九州市保健環境研究所健康危機対処計画（最終案）

ア 素案からの主な修正点

- ・感染症危機発生時において速やかに検査体制を構築し、円滑にPCR等の検査が実施できるよう指揮命令系統及び役割分担を明確に定めた。
- ・県内3つの保健環境研究所において、日頃から情報収集、意見交換のほか、平時における合同実践型訓練、合同研修等による人材育成、検査体制に関する情報共有を行い、有事には相互検査協力を実施する等、一層の連携強化を図ることを確認した。
- ・保健環境研究所の検査の質の向上を図るとともに、国内の感染症サーベイランスに寄与するため、国立感染症研究所等が開催する研修及び共同研究に積極的に職員を参加させることを明記した。

イ 今後のスケジュール

- ・年度内に本計画を策定し、令和6年4月から運用を開始する。

《委員の主な意見》

- ・新型コロナワクチンの接種については、令和6年4月から原則有料となることだが、インフルエンザワクチンと同様に、高齢者等が接種しやすくなるように自己負担額を引き下げるなどの対策を検討されたい。
- ・1歳未満の子供のワクチン接種による副反応の状況等について、保護者等が接種させるかどうかの判断に必要となるため、最新の情報を速やかに提供するよう努められたい。
- ・新型コロナワクチン接種後の副反応への対応については、接種がB類疾病の定期接種になることに伴い、健康被害救済制度の適用も変更されることだが、変更点については相談体制を含め、市民や医療機関に的確に周知されたい。
- ・感染症予防計画については、新たな感染症が発生した場合の対応が中心となっているが、感染予防には普段からの市民の健康づくりが大切であるため、一体的な取組を進められたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応から、今後の感染症対策についても保健所や保健環境研究所の役割が重要となってくるため、体制の強化を図られたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日 行政視察

ワクチン接種による後遺症等への対応（名古屋市）

名古屋市は、令和4年3月に、新型コロナウイルスワクチンの接種から2週間以上経過しても継続するような、長期的な副反応が疑われる症状のある方に対して、名古屋市医師会や愛知県看護協会と連携し、治療及び予防接種健康被害救済制度を案内する専用の電話相談窓口を開設し、相談対応を行っている。

また、長期的な副反応と思われる症状で受診した方の症例集を作成し、症例や臨床の経過、治療の状況について市民や医療機関への有用な情報提供を行っており、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等で医療機関を受診した方に対し、健康被害救済制度の申請を支援するための健康被害救済申請支援金を創設するなど、手厚い対応が特徴的だと感じた。
- ・健康被害救済制度の申請のために、医療機関に受診証明書や診断書の作成を依頼しても、何らかの不利益が生じることを心配して、断られるケースもあると聞く。名古屋市ではそのような不利益が生じることはないことなどの情報が医療機関へ提供されており、断られるケースはないとのことであったため、本市においても医師会と連携した医療機関への適切な情報の提供が必要である。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

新型コロナウイルス感染症は、本市でも想定を大きく超える感染の波が繰り返され、そのたびに、医療提供体制や保健所体制に大きな影響を与えた。

本市では、北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染対策の徹底を図るとともに、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援等に取り組んできた。取組に当たっては、市民の皆様をはじめ、医療機関や医療従事者、企業や団体等の関係機関等に協力いただき、市が一丸となって対応してきたところである。これまでの様々な取組に御尽力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げる。

一方で、本市の対応においては、相談窓口につながらないなどの相談体制や業務に即応できる人材、PCR検査に係る人材不足等の人員体制等が課

題となった。

相談体制や人員体制については、平時からの準備が重要であり、研修等を通じて即応できる人材を育て、感染症発生時に迅速に対応できるよう、必要な人材の育成と人員の確保を図りたい。

また、新型コロナウイルス感染症のり患後症状（いわゆる後遺症）や新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応による健康被害など新たな問題も生じている。市民が不安にならないよう、り患後症状がある方については診療対応可能な医療機関の情報提供を図るとともに、ワクチン接種後の副反応については健康被害救済制度等の案内を引き続き丁寧に行われたい。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に位置付けが変更され、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策などが変更されたが、今後も感染が継続していくことが見込まれることから、市民への感染予防の周知や啓発を引き続き行っていくことが重要である。

今後の感染対策については、新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、「北九州市感染症予防計画」「北九州市保健所健康危機対処計画」「北九州市保健環境研究所健康危機対処計画」が策定されたが、この計画に基づき、新たな感染症へ迅速かつ適切に対応し、市民が安心して生活できる対策が実行されることを期待したい。

(2) いきいき長寿プランについて

○令和5年5月17日 保健福祉委員会

次期北九州市いきいき長寿プランの概要について、当局より説明を受けた。
(説明要旨)

①計画の概要

- ・この計画は、法定計画である「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、国の認知症施策推進総合戦略を踏まえた「北九州市オレンジプラン」、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した、高齢者施策を総合的に推進するものである。
- ・計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間となる。
- ・「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の意見等を聞きながら検討を進めるとともに、パブリックコメントを実施するなど、市民や関係団体などからの意見を計画に反映していく。

②今後のスケジュール

- ・令和5年12月までに計画素案を作成の上、パブリックコメントを実施し、令和6年2月頃にパブリックコメントの実施結果及び計画最終案を保健福祉委員会へ報告の上、令和6年3月に計画を策定する予定である。

《委員の主な意見》

- ・何か困ったときに、助け合える人が近所にいない方が多く、非常に不安を感じていると思うため、相談窓口となる地域包括支援センターの周知を図られたい。
- ・高齢者の近所付き合いを増やすためには、若年層から近所付き合いを増やす必要があると思うが、これは様々な部署が関係する問題であるため、保健福祉局だけでなく市全体での取組を進められたい。
- ・介護に関する経済的な負担を感じている方が多いため、次期計画においては、負担軽減についても対応するよう進められたい。
- ・調査結果を踏まえて耳の対応が求められる場合は計画に盛り込む必要があるため、耳の聞こえについての調査項目追加を検討いただきたい。
- ・本市は政令指定都市の中で最も高齢化率が高く、高齢者への取組は全国のモデルとなると考えるため、先進的で独自性のある施策を進めるなど、全国に示していけるような取組を進められたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月14日 行政視察

エンディングプラン・サポート事業（神奈川県横須賀市）

神奈川県横須賀市では、近年増加する引取り手のない遺骨や遺留金品、空き家など、市民が亡くなった後に顕在化する課題について、生前での解決を目指して、「エンディングプラン・サポート事業」及び「わたしの終活登録」の2つの終活支援事業を行っており、これらの取組について神奈川県横須賀市の担当者から説明を受けた。

○令和5年11月22日 保健福祉委員会

令和5年11月14日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・引取り手のない遺体の火葬に、多くの公費負担を伴うことは非常に問題であり、今後も増加していくと考えられるため、横須賀市の取組を参考に、早急に支援制度を検討・導入されたい。
- ・横須賀市のような、市民が安心して自分の情報を登録できる制度や官民連携による死後事務などの社会的支援の取組は重要であり、市の財政にも市民にも有意義であるため、実施に向けて取り組まれたい。

- ・登録制度は、市民にとって自治体による整備が安心であると考えますが、個人情報管理面など様々な課題が考えられるため、本市で実施する場合は注意されたい。

○令和5年12月14日 保健福祉委員会

次期高齢者プランとなる「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」(素案)、第9期介護保険事業計画の概要等について当局から説明を受けた。

(説明要旨)

① (仮称)北九州市しあわせ長寿プラン (素案)

ア 計画の位置づけ

- ・この計画は、法定計画である「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」に加え、国の認知症施策推進総合戦略を踏まえた「北九州オレンジプラン」、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した高齢者施策を総合的に推進するものである。

イ 計画の期間

- ・計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間である。

ウ 計画の名称

- ・人生100年時代が訪れようとしている中、高齢者が長寿を恩恵として幸福を感じる幸福長寿モデル都市としてのまちの実現を目指すことから、「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～」とした。

エ 計画の主な内容

- ・北九州市の高齢者を取り巻く状況
- ・計画のビジョンと目標

(ビジョン)

「高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に暮らすことができるまち」

(目標)

「目指そう活力ある100年～健康長寿～」

「人情息づく支えあいのまち～地域共生社会～」

「選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～」

オ 市民意見の募集

- ・12月20日から1月19日まで本計画の素案について市民等から意見を聴取するための市民意見の募集を行う。

②第9期介護保険事業計画

「第9期介護保険事業計画」は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の拠りどころとなるものである。

ア 第1号被保険者の見込み

- ・北九州市の高齢者は第8期の令和3から5年度の3か年と、第9期の令和6から8年度の3か年を比べると、被保険者が1%程度減少する。
- ・後期高齢者は、第9期中の令和8年にピークを迎え、85歳以上の高齢者は令和17年まで増加する。

イ 要介護認定者及びサービス利用者の見込み

- ・後期高齢者の中でも、要介護認定率が高い85歳以上高齢者の増加により介護サービス利用者は3%程度増加する見込みである。

ウ 介護給付費の状況

- ・要支援を除く介護サービスの給付費は、第9期の合計で2,952億円と見ており、第8期と比べると決算ベースで4%程度増加する見込みである。

エ 高齢者施設等の整備

- ・第9期における介護施設の整備については、介護3施設（特養・老健・介護医療院）は入所率が90%前後で推移しており、12年後の令和17年度からは要介護者も減り始めることを念頭に新たな整備はしない。
- ・老朽化による廃止が出始めた認知症対応型グループホームについては45床の整備を、特定施設入居者介護（介護付き有料老人ホーム）では、生産性向上に先進的に取り組む施設整備及び介護を必要とする方の住まいとして128床の整備する予定である。

オ 地域支援事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業を第8期に続き実施する。

カ 任意事業

- ・任意事業として実施してきた「おむつ給付」については、平成30年度から国が事業メニューから外し、経過措置として実施してきたが、経過措置の終了を念頭に、65歳以上の方の保険料を100%使った保健福祉事業として継続することとしている。

キ 事業費の見込み

- ・これらの見通しを踏まえた事業費の総額は、3,075億円と見ており、第8期と比べて、ほぼ横ばいとなっている。

ク 介護保険料

- ・第9期介護保険料は、現在の国の標準である9段階を13段階に細分化するとともに、国の最高段階の乗率の1.7を2.4程度に引き上げる。
- ・本市では、既に13段階としているが、これに国の細分化を織り込んで15段階とすることを考えており、最高段階の乗率も、現在の2.15を国と同様の2.4程度に引き上げることを念頭に置いているが、段階の境となる所得をどこに置くかなどは、国の成案を踏まえて決定していく。

- ・基準額の見通しは、保険料引き下げ財源として、介護給付準備基金等を一定額活用した上で、基準額が年額8万円から8万2千円、月額6,660円から6,830円と見込んでいる。

ケ 介護人材の確保

- ・介護の仕事の情報発信、魅力発信による参入促進、人材確保とともに処遇改善加算の取得促進など、原資を確保した上で、働きやすい職場を実現する取組みにより、離職防止につなげたいと考えている。

≪委員の主な意見≫

- ・本計画の目標に掲げられている「人とのつながり」「自らの意思で決める」ということが、新型コロナウイルス感染症の影響で侵害され、「健康で長生き」という目標の達成が難しくなっているため、感染症対応での経験や反省を生かして次期計画を実施されたい。
- ・「自らの意思で決める」という話の中で、介護施設への入所を希望される方や家族が施設を探すには大変な労力がかかるため、その相談体制の充実など、必要な方に寄り添った取組を進められたい。
- ・計画のビジョンの一つである「人情息づく支えあいのまち」について、行政についても人情のある対応に努められたい。
- ・高齢者の就業支援については、働いて社会に貢献したいという方もいるため、ハローワーク等と連携して、高齢者の健康状態に応じた短時間の労働など、多様な働く場の提供に取り組まれたい。
- ・難聴者への支援については、人とつながり続けることや健康づくり、介護予防という点でも重要であるため、コミュニケーションを支援する取組について次期計画に記載されたい。
- ・おむつ給付については、65歳以上の方の介護保険料を100%使った保健福祉事業で継続されるとのことだが、その影響により介護保険料が上昇するため、市の財源を活用したおむつ給付を検討されたい。
- ・将来的に高齢者も減少し始めることから、介護保険施設の整備が難しくなるため、民間の高齢者施設の整備に対する支援についても検討されたい。

○令和6年2月8日 保健福祉委員会

「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」素案に対する市民意見の募集結果(最終案)、「(仮称)北九州市しあわせ長寿プラン」(最終案)について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①市民意見の募集結果及び素案の主な修正点

- ・12月20日～1月19日にかけて実施し、63の個人及び団体から、延べ119件

の意見をいただいた。

- ・分かりやすい計画となるよう平易な語句を意識して使用してほしいという意見を受け、聞きなれない言葉等についての用語解説や、取組内容や専門用語などを分かりやすく記述するコーナーを追加した。
- ・シニア世代が北九州市で楽しみながら豊かな時間を過ごせるようなことも入れてほしいという意見を受け、「第5章具体的な取組み」の目標1の取組みが「心豊かな時間を過ごすため」と判るよう冒頭の説明部分に追加した。
- ・認知症の予防の概念に関する意見を受け、認知症基本法等の記載内容と合わせて早期発見・早期対応の推進についての施策を追加した。
- ・「地域リハビリテーションの推進に向けた3つの取組」について、ケース会議などの事例を通じた研修会等による人材育成が大切、地域リハビリテーション支援センターや協力機関の活動が重要、という2件の意見を受け、研修会や体制づくり、地域リハビリテーション支援センターの役割、協力機関の連携等について追加した。
- ・高齢者が徒歩で外出すること想定した、整備や走行マナーの啓発事業も必要と考えるという意見を受け、高齢者が居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの視点を追加した。
- ・介護保険事業計画に係るものについて、国の報酬改定及び直近の介護給付費実績等を反映し、最終的な推計を行った。
- ・国の保険料の標準段階を反映し、第9期介護保険料（基準額）を月額6,590円と決定した。
- ・その他、素案では認知症基本法の記述にあわせ、「認知症」と表記していたが、より若年性認知症への支援も含むことをより明確にするため、施策名に認知症と若年性認知症を並記した。
- ・おむつ給付サービス事業について、介護保険の任意事業から外れる予定であったが、厚生労働省通知において、例外的な激変緩和措置として、一定の要件のもと第9期計画も、地域支援事業として実施することは差し支えないとされたため、関連部分の記述を修正した。

②今後のスケジュール

- ・北九州市介護保険条例の一部改正について議決後、3月中に計画を策定し、6月議会において「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に係る報告等として、「北九州市しあわせ長寿プラン」を提出する。

《委員の主な意見》

- ・今後増加していく高齢者の方が安心して暮らしていくためには、高齢者に関する様々な業務を担う地域包括支援センターが重要となるため、その機能強化を図られたい。

- ・本計画は、高齢者が幸せを感じて、健康で元気に過ごせるということを基本に実施され、結果として健康な高齢者が増加し、介護保険にかかる費用負担も抑えられるという考え方で実施されたい。
- ・介護保険事業計画では、介護報酬については全体としては引き上げられるが、訪問介護事業の報酬が引き下げられるため、訪問介護事業を含め、全事業所がしっかりしたサービスを提供できるよう支援されたい。
- ・今後、介護が必要となる高齢者が増加するに伴い、全体として要介護度も上昇していくと思われるため、おむつ給付を含む、介護にかかるサービスの充実に取り組まされたい。
- ・高齢者が活力ある100年を過ごすためには、人情息づく支え合いの町であることが大切であるため、地域のきずなにつながる市民センターでの地域活動やボランティア活動等に参加しやすいよう引き続き配慮されたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期には利用者が外に出られない施設もあったため、外出などを自分の意思で決められるよう施設への注意を払われたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

終活における支援の在り方の検討について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①検討の趣旨

- ・少子高齢化の進展により、高齢者の独り暮らしや認知症の高齢者が増えており、今後さらなる増加が見込まれることに加え、近所付き合いの希薄化などの不安から、終活への関心が全国的に高まっている。
- ・葬儀や納骨、各種届出等のサービスを行う民間事業者が増加しているが、これまで監督官庁や法令などがなく、消費者トラブルが増えていることが問題となっていたため、国は事業者が留意すべき事項等を整理したガイドラインを策定するなど、対策を開始した。
- ・本市においても、こうした背景を踏まえて、誰もが不安を感じることなく終活の取組を行うことができ、人生の最後まで本人の意思が尊重され、その人らしく暮らし続けていけるための支援が必要であると考え、終活の現状や課題、市民が望む支援内容等を把握するとともに、これからの終活支援の在り方について検討を行う。

②検討内容

- ・市民や高齢者の支援に関わる方に、終活の状況や移行するためのアンケートを行う。
- ・葬儀社や不動産事業者、死後事務のサービスを行っている民間事業者などにも、別途ヒアリングを行う予定である。

③検討会の開催

- ・終活支援の取組について幅広く御意見をいただくため、有識者等をメンバーとする検討会を設ける。
- ・検討会のメンバーは、高齢者の権利擁護関係の学識経験者や弁護士、司法書士、介護事業者、金融機関、消費生活センター、終活事業を行っている社会福祉協議会などを想定している。
- ・検討会は7月から9月の間で3回程度実施し、本市における市民の終活の現状や課題の共有、アンケート調査の分析と市民が求める終活支援策の把握、今後の終活支援の在り方についての検討、そのためのネットワーク形成などの内容を考えている。

④今後のスケジュール

- ・検討会の意見等を踏まえ、関係機関と連携の上、高齢者が安心して相談できる終活支援の仕組みについて検討していく。

《委員の主な意見》

- ・終活に関しては、身寄りのない方からの不安の声を多く聞いているため、検討会を行うに当たっては、そのような状況にいる方もメンバーに入れることを検討されたい。
- ・独り暮らしの方など、終活をどのようにすればいいのかわからない方もいるため、検討会では、そのような方に対して支援を行う体制づくりについても検討されたい。
- ・横須賀市への視察の際に、個人情報管理が難しいとの話を伺ったが、エンディングノートはプライベートな情報なので、それを預かれないとなると終活の大きな問題となるため、市としてどのように考えていくのかを課題として検討されたい。
- ・終活の相談は様々なものがあるが、今までに受けた具体的な相談や経験を踏まえ、今後の取組に生かされたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月10日～11日 行政視察（岡山市、名古屋市）

①チームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）について（岡山市）

岡山市では、チームオレンジの活動を通じて「当事者・家族」が「自分の希望」を「地域で発信できる場」の構築を進め、令和7年度までの間に、各福祉区で1つ以上の活動開始を目指している。

その中で、「MK（まじでかいてき）あおぞら教室さくら組」の取組が、認

知症サポーターキャラバン令和4年度チームオレンジ取組事例の特別賞を受賞し、現在ステップアップ講座の講師を務めてもらうなどしてチームオレンジの活動を積極的に広げており、これらの取組について岡山市の担当者から説明を受けた。

②在宅介護総合特区（AAAシティおかやま）について（岡山市）

岡山市では「高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」をコンセプトに、全国でも数少ない「在宅介護」に焦点をあてた総合特区（AAAシティおかやま）を実施している。

総合特区では目標を達成するために様々な事業を実施し、特に効果があったものについては、全国的に広がるよう国に要望するなど、積極的な事業を展開しており、これらの取組について岡山市の担当者から説明を受けた。

③フレイル予防ポイント&見守りアプリについて（名古屋市）

名古屋市では、スマートフォンアプリである「フレイル予防ポイント&見守りアプリ」を活用して、加齢とともに心身活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にあるフレイルを予防するとともに、地域における見守り活動を進めている。

また、多くの利用を図るため、アプリのダウンロードや基本操作を個別にサポートする場や研修会等も実施しており、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月10日～11日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

≪委員の主な意見≫

①チームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）について（岡山市）

- ・岡山市では認知症サポーターの方が地域で認知症への理解を広めるための活動をしており、本市においてもサポーターの方たちが認知症に対する意識を持ってどんな取組ができるのか考えたい。
- ・「MK（まじでかいてき）あおぞら教室さくら組」では、認知症の方や家族、地域の方が認知症サポーターの自宅の軒下などに集まって、気軽に交流している取組は非常にいいと思った。
- ・認知症の方や家族が日常生活をしている場所に集まって、行政や医療機関も連携して活動しているところもあり、本市でも取組の参考にははどうかと思った。
- ・認知症の方のために地域の方が集まり、当事者や家族の声を聞いた上でできる活動を実施しているところもあり、大変感銘を受けた。

- ・認知症に関する取組を進めていくためには、地域の方に認知症に対する理解を深めてもらうことが重要であるため、本市の認知症サポーター養成講座については、より力を入れるべきだと思う。
 - ・チームオレンジを進めるに当たり、集まる場に来ることができない認知症の方や家族に対しての対応は課題ではないかと感じた。
 - ・認知症の方を支える家族も大変であるため、本市においても岡山市のチームオレンジのように、地域で支えていかなければならないと思った。
- ②在宅介護総合特区（AAAシティおかやま）について（岡山市）
- ・岡山市では最先端介護機器貸与モデル事業として、介護保険制度が適用されない介護機器についても1割負担で貸与しており、本市においてもこのような負担軽減策について検討すべきである。
 - ・岡山市の高齢者活躍推進事業では、要介護高齢者がデイサービスなどで軽作業を行っているが、人生100年時代と言われる中で、そのような要介護高齢者も社会参加ができるような取組が必要である。
 - ・デイサービスでの就労的社会参加については、依頼した企業から謝礼を受け取ることができる場合もあり、やりがいにもつながるため、事業としての可能性を感じた。
 - ・高齢者活躍推進事業を実施するには、参加してもらう企業が必要なため、企業が参加しやすくなるように、市の事業での入札等においてインセンティブが働くような仕組みがあったらいいと思う。
- ③フレイル予防ポイント&見守りアプリについて（名古屋市）
- ・名古屋市のアプリでは、ドコモと提携して、歩数に応じたポイント付与や見守り機能として、歩いてない場合の家族などへの連絡機能など、非常に良いと感じた。
 - ・本市にも、あんしん通報システムや民間警備会社が行っているサービスがあるが、夜間等に意識を失うことが心配という方も多いので、そのような場合の対策も検討してほしい。
 - ・高齢者のフレイル対策は大変重要だと思うが、名古屋市は40代や50代のフレイル予備軍も多いとのことであり、この予備軍への対策が高齢者のフレイル減少につながると思うので、本市においてもこの予備軍への対策を進めるべきだと思う。
 - ・健康が保持できれば、それによって医療費も削減されるので、本市も名古屋市のようなアプリを導入するなどして、フレイル対策の質を向上していく必要がある。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会
報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

本市では、令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までの高齢者施策を総合的に推進するための計画となる「北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～」を策定し、高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に暮らすことができるまちを目指すとした。

そのためには、高齢者が人や地域とつながりながら社会参加を続けることや、重度の介護が必要な状態になっても、人生の最終段階まで住み慣れた地域で暮らし続けられることなど、本人の意志が尊重されることが重要となる。

しかし、現状は、コロナ禍の影響などから、高齢者の近所付き合いは希薄となっており、何か困ったときに助け合える人がいない方も多くなっているため、相談窓口として地域包括支援センターの充実を図るとともに、広く周知を行う必要がある。

認知症支援についても、住み慣れた地域で生活するには、地域での認知症に対する理解が重要であることから、認知症サポーターのさらなる養成に加え、地域で支え合う取組が必要である。

また、独り暮らしの高齢者の増加や近所付き合いの希薄化などの不安から、終活への関心が全国的に高まっており、本市においても、終活支援の在り方についての検討が始まっている。終活は、亡くなった後に顕在化する課題を生前に、自分の意志での解決を目指すものであり、高齢者の安心につながることから、本市においても取組を進めることが望まれる。

一方で、本委員会で視察した神奈川県横須賀市では、終活の支援プランの策定などを行う事業や緊急連絡先等の情報を登録し、もしものときに指定先に開示する事業を行っているが、個人情報取り扱いなどに課題があることから、今後、本市での取組を進めるに当たっては十分な検討を行われたい。

今後の高齢者支援については、本市が進めてきた地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、さらなる深化を目指すとともに、しあわせ長寿プランに掲げる施策を着実に実行することにより、高齢者が役割を持って活躍でき、健康で自分らしく、安心して幸福に暮らすことができるまちが実現することを期待する。

(3) 子育てしたいまちづくりについて

○令和5年7月27日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」制定に向けた取組について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①子ども憲章の概要

- ・子供を地域社会全体で見守り、育てていくため、子供や子育てに対する認識を共有するため、「(仮称)子ども憲章」の制定に着手することとした。

②制定の目的

- ・地域社会全体で子供に関わり、見守り、育てるという気運を醸成することを目的とする。

③子ども憲章の内容（イメージ）

- ・1つ目に、子ども憲章は、日常生活の中で、様々な立場の方の子供や子育てに対する思いや価値観の違い（ギャップ）が、できるだけ縮まり、多くの人が言葉として共有できるものを想定している。
- ・具体的なイメージとして、資料に「電車の中で子供が大泣きしているケース」を記載しているが、このような日常生活での子供連れの場合等において、子育て当事者である「親」とその「周りの人」とのお互いのギャップを縮め、気遣いできる優しい社会となるような子ども憲章にしたいと考えている。
- ・2つ目に、「憲章」というと、格式高いイメージがあるかと思うが、より日常生活に近い、柔らかい言葉で編成したいと考えている。
- ・子ども憲章の表現としては、北九州市教育委員会が平成15年に制定した「北九州市子どもを育てる10か条」に近いイメージと考えている。
- ・最終的に「子ども憲章」という名称とするかも含めて検討していく。

④今後の予定

- ・子供自身や子育てに関わる方だけでなく、異なる世代や立場の方々から幅広く意見を聞いて制定したいと考えている。
- ・8月上旬から一般向けWebアンケートを実施する。その後、市内の小学校、中学校、特別支援学校の子供たちを対象としたアンケート調査、関係団体等からのヒアリング（意見交換）、子供や若者ワークショップの開催、有識者等からの意見聴取、シンポジウムの開催などを行う。
- ・令和6年の夏頃を目途に、子ども憲章が制定できるよう取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・子ども憲章については、教育や保育の現場で子供たちに向き合っている先生などの声をしっかりくみ上げられたい。
- ・親も子供と一緒に育っていくという視点も考慮されたい。
- ・お題目形式でなく、子供たちが安心して暮らせると実感できる内容となるよう検討を進められたい。

○令和5年11月9日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和5年11月13日、15日 行政視察（神戸市、東京都世田谷区）

①保育所送迎ステーションについて（神戸市）

神戸市では、子供の健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、「神戸っ子すこやかプラン」を策定し、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消、さらには、子供の特性や地域の実情を踏まえつつ、妊娠期から出産、そして学齢期まで切れ目のない支援を行っている。

中でも、保育所や認定こども園の新設など、保育定員の拡大を進めるとともに、市内7エリアで保育所送迎ステーションを開設しており、これらの取組について神戸市の担当者から説明を受けた。

②ヤングケアラー支援について（神戸市）

ヤングケアラーについては、まだ法律上の定義はなく、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供をヤングケアラーと位置づけている。

神戸市では、ヤングケアラー支援に当たっては、18歳未満で支援を終了するのではなく、大学生など、引き続き支援を必要とするケースも考えられるため、20代も支援の対象としており、これらの取組について神戸市の担当者から説明を受けた。

③子どもの居場所づくりについて（東京都世田谷区）

羽根木プレーパークは、「子どもにもっと自由な遊びを！」という住民の思いと力により誕生した、日本初の冒険遊び場であり、区内4箇所のプレーパーク内では、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに禁止事項をなるべくなくし、たき火や木登りなど、子供が自然の中で自由にのびのび遊べる環境をつくっている。

プレーパークの運営を世田谷区から委託されているNPO法人プレーパークせたがやは、中高生が集う夕食会や親同士が話せる場づくりなど、様々な子ども・親支援に取り組んでおり、これらの取組について世話人（運営ボランティア）から説明を受け、施設を見学した。

○令和5年11月22日 保健福祉委員会

令和5年11月13日、15日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

≪委員の主な意見≫

①保育所送迎ステーションについて（神戸市）

- ・保護者の保育所選びの選択肢を増やすという意味ではメリットがあるが、子供の受け渡しの場面が増えるため、しっかりとした安全対策が必要である。
- ・立地条件等により生じる保育施設の定員割れの解消には、非常に有効であると感じた。

- ・本市においても著しく人口が増加し、今後、保育の需要が高まっていくと見込まれる地域があり、神戸市のような行政区を跨いだ児童の受け入れは、本市の参考になると考える。
- ・本市では、保育所への送迎に車を利用する保護者が多く、保育所送迎ステーションの設置に当たって駐車場の確保が必要となるため、ショッピングセンター等の大型施設に設置することも検討してはどうか。
- ・本市においても、保育所送迎ステーションのニーズはあると思われるが、市全域で設置する場合、多額の費用等を要すると考えられるため、子育て世代のライフスタイルやニーズ等を詳細に分析するなど、慎重に検討すべきであると思う。
- ・保育所送迎ステーションの設置は、保育所等の経営にも関わる問題であるため、現場の意見も踏まえて慎重に検討する必要がある。
- ・保育所送迎ステーションありきではなく、あくまでも保育ニーズのミスマッチを解消するためのツールであることを認識して議論すべきである。
- ・保育所送迎ステーションにおいても、「こどもまんなか」を念頭に、質の高い保育を提供する必要がある。
- ・未入所児童等の要因をしっかりと精査するとともに、本市に合った保育所送迎ステーションの在り方を検討する必要がある。

②ヤングケアラー支援について（神戸市）

- ・配食支援をきっかけとして、人間関係を築いて支援に結びつけていく取組は非常に有効であるため、市単独での実施についても検討すべきだと思う。
- ・神戸市は、20代も含めて支援の対象とするなど、子供や若者の目線に立った支援を行っていると感じた。また、ケースに応じた柔軟な対応には、非常にぬくもりを感じた。
- ・神戸市では、学校現場や福祉事務所など、様々な機関から情報収集し、各ケースに合った支援につないでいくという相談から支援の流れが一貫していると感じた。
- ・ヤングケアラー支援に当たって、根拠法令がないことが支援の支障になっており、法制化や条例化等に向けた検討が必要と考える。
- ・ヤングケアラー支援に当たっては、市内部の関係部署及び関係機関との連携が重要であるため、本市においてもしっかりと取り組まれたい。
- ・ヤングケアラーが成人しても、課題が解消されるわけではないため、継続して一貫した支援が望ましいと考える。

③子どもの居場所づくりについて（東京都世田谷区）

- ・常設プレーパークの重要性を認識するとともに、世田谷区は、さらに増設していくとのことであり、子供の居場所づくりに対する積極性を感じた。
- ・プレーパーク事業は、成果を定量的に評価することは難しいが、子供たちにとってプレーパークでの経験が大きな財産になると考える。
- ・子供は体験を通して学んでいくため、プレーパークなど体験の選択肢を増やす取組の必要性を感じた。
- ・プレーパークの整備に当たっては、子供の意見を踏まえて取り組んでいくことが重要だと感じた。

○令和6年3月7日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」の制定に向けた取組について、当局より説明を受けた。
(説明要旨)

①これまでの主な取組状況

- ・子供自身や子育てに関わる方だけでなく、異なる世代・立場の方々から、幅広く意見を聞きながら制定することとしているため、市民の方全般や小中学生に対して、アンケートを実施した。
- ・一般向けアンケートについては、市民の方全般を対象に実施し、質問は2問の自由記述で、1つ目が、子どもと一緒にいる場面でうれしかったこと又は子連れの方に喜ばれたこと、2つ目が、子どもと一緒にいるときに周りに配慮してほしい場面として、10,528人の方から回答をいただいた。
- ・子どもアンケートについては、市立の小学校1年生から中学校3年生、特別支援学校の児童生徒を対象に、質問は「大人に言いたいことはなんですか」の1問の自由記述とし、48,739人の子供たちから回答をいただいた。
- ・若者ワークショップについては、秋のこどもまんなか月間である11月に開催し、当日は子育て世代の方をはじめ、小学生まで、幅広い年齢層の32名に参加していただき、飲食店や公共交通機関などの場面を想定し、子育て中の方と周りの方の「ちょっとしたすれ違い」を解消するアクションにつながる言葉について考え、発表した。

②今後の進め方

- ・実施したアンケート結果等を踏まえ、実際に「(仮称)子ども憲章」に盛り込む言葉を検討しく。
- ・進め方のイメージとしては、ステップ1「結果の集約・整理」、ステップ2「言葉の検討」、ステップ3「言葉の集約」を考えている。
- ・ステップ1は終了しているため、今後、ステップ2の「言葉の検討」を行っていく。検討は、例えば、子連れの方に優しい行動を取ることができる

「きっかけとなる言葉」や、子連れの方と周りの方の思いの違い（ギャップ）が、「できるだけ縮まるような言葉」など、様々な立場の方からも意見をいただきながら、言葉を考えていく。

- ・ステップ3として、実際に「(仮称)子ども憲章」の前文や本文に盛り込む言葉を集約していきたいと考えている。
- ・そのための取組として、新たに、市政運営上の会合である「(仮称)子ども憲章検討懇話会」を設置する。
- ・構成員は、学識者、企業、教育、PTA、地域、障害福祉、若者の各分野から12名を選任した。
- ・開催回数は全部で3回程度を予定しており、第1回会議の内容は、「現状把握」や「言葉の検討」などで、その後5月と6月に第2回、3回目を開催し、夏頃を目途にシンポジウムの開催や市民意見の募集を実施する予定である。

《委員の主な意見》

- ・子連れの方と周りの方の感覚の違いはあると思うが、子ども憲章では、みんなが子供を大事にしようという意識を共有できるものとされたい。
- ・家庭や学校、地域社会で、子供たちが楽しくのびのび過ごせる環境について、他国の先進事例も取り入れながら検討を進められたい。
- ・実効性のあるものとするために、行政が責任を持って取り組むことはもとより、社会全体の意識を醸成するよう進められたい。

○令和6年6月27日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和6年7月11日～12日 行政視察（名古屋市、横浜市）

①子育て家庭優待カード事業（ぴよか）について（名古屋市）

名古屋市では、市内在住で18歳未満の子供がいる家庭及び妊婦がいる家庭を応援するため、協賛する企業や店舗からの様々な優待を受けることができる子育て家庭優待カード事業を実施している。

この事業は、愛知県の子育て家庭優待事業と協働実施するとともに、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業、三重県子育て家庭応援事業とも連携しており、こどもまんなか社会を推進する中、企業や地域、行政など社会全体で子育て家庭を応援する仕組みであり、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

②こども誰でも通園制度について（横浜市）

横浜市では、親の就労の有無にかかわらず一定の範囲で保育所等に預ける

ことができる「こども誰でも通園制度」を令和5年度から先行してモデル実施しており、令和8年度の本格実施を見据えた同市の取組状況について、横浜市の担当者から説明を受けた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

令和6年7月11日、12日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①子育て家庭優待カード事業（ぴよか）について（名古屋市）

- ・「子供たちのために」という目的で、地元の企業や地域、行政等の幅広い団体等が参加する事業となっているため、大変認知度も高く、効果のある事業だと感じた。
- ・名古屋市では、「ぴよか」のキャラクターを使用して、様々なところで子育て家庭の応援を打ち出しているのに対し、本市の「わらべの日」は形がい化しているように感じるため、名古屋市の取組を参考にして取組を再検討されたい。

②こども誰でも通園制度について（横浜市）

- ・こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、潜在保育士の掘り起こしや処遇改善等を行い、保育士の確保対策を進めていく必要がある。
- ・横浜市のモデル事業では、利用者からは利用料の負担が難しいという声や、保育施設からは専任の保育士をつけることが望ましいなどの意見があったことから、事業を実施するに当たっては絶えず改善を図っていく必要があると考える。
- ・定期的な利用でない場合は、一度預かった子供がいつ来るかわからないため、次へのつながりが難しいのではないかと感じた。

○令和6年7月25日 保健福祉委員会

次期北九州市こどもプランについて、当局より説明を受けた。

（説明要旨）

①計画の法的根拠

- ・この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画であり、こども基本法に基づく市町村のこども施策にかかる計画である。

②市の計画としての位置づけ

- ・本市の新ビジョンの分野別計画として、新ビジョンで定める理念や考え方

を基に、今後の国のこども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」の内容を踏まえた上で、新ビジョンの3つの重点戦略の考え方をベースに作成するものである。

- ・策定にあたっては、附属機関である「北九州市子ども・子育て会議」で、有識者から意見を聴取した。

③策定スケジュール

- ・パブリックコメントを経て、令和7年3月に成案とする予定である。
- ・次期プランの計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間である。

④次期北九州市こどもプランの体系（案）

- ・次期プランの基本理念、6つの視点、子供と子育て世代のための3つの基本方針と15の基本施策を記した体系案となっている。

ア 基本理念

「こどもまんなかcityの実現」

- ・こどもの目線に合わせて、こどもの最善を考えるまち
- ・こどもを社会を構成する存在として尊重することができるまち

イ 視点

【6つの視点】

- 1 こどもの目線や意見を反映する。
- 2 こどもの育ちの中、どんな時期・場面でも支える。
- 3 多様な状況にあるこどもを受入れ、応援する。
- 4 子育てをしている人が幸せを感じ、満足感を得る。
- 5 パートナーや職場から子育てのサポートを十分に受けられる。
- 6 多世代でこどもまんなかの考え方を共有し実践する。

ウ 基本方針・基本施策

- ・次期プランでは、「彩りあるまち」を起点として「安らぐまち」、そして、「稼げるまち」というサイクルを回すイメージとしており、3つの基本方針の下に、15の基本施策を掲げている。

【3つの基本方針】

「基本方針Ⅰ（彩りあるまちの実現）」

こどもをまんなかに、子育てをもっと楽しく

「基本方針Ⅱ（安らぐまちの実現）」

どんなときも、こどもの歩みに寄り添う

「基本方針Ⅲ（稼げるまちの実現）」

子育て世代と若者をしっかり応援

《委員の主な意見》

- ・子育て環境について、今回のプランに掲げられている施策の実現に向けてしっかりと取組を進められたい。

○令和6年8月19日 保健福祉委員会

「(仮称)子ども憲章」素案の策定等について、当局より説明を受けた。

(説明要旨)

①これまでの取組

- ・外部有識者で構成する「(仮称)子ども憲章検討懇話会」を設置するとともに、「みらい政策委員会」となった小・中学校の子供たちとも意見交換するなど、異なる世代・立場の方々から、幅広く意見聴取を行った。
- ・7月には、同懇話会の有志による「子ども憲章制定起草委員会」から提言が出されるなど、内容についての議論が深まってきたことから、これらを踏まえた素案を取りまとめるとともに、市民意見を募集する。
- ・「(仮称)子ども憲章検討懇話会」については、今年3月12日に設置し、これまで3回会議を開催した。
- ・第1回会議では、「(仮称)子ども憲章の方向性について」議論を行い、「子育て中の方やその周囲の方など、大人同士で共有でき、広く共感できるもの」「前文、本文の二部構成を基本とし、キャッチコピーなど、広く浸透させるための工夫をする」などの意見が出された。
- ・第2回及び第3回会議では、「(仮称)子ども憲章に盛り込む言葉について」議論を行い、言葉を検討・集約した。
- ・周知方法についても議論を行い、SNSの活用や、商業施設等へのポスター掲示、冊子の作成などについて意見が出された。

②みらい政策委員会

- ・「みらい政策委員会」は、市の施策にこどもたちの意見を反映し、提案を事業化する仕組みのことで、今年度より新しくスタートした取組である。
- ・「(仮称)子ども憲章」について、「みらい政策委員会」でする検討に当たり、テーマを「こどもや子育て中の方に優しくなれる「まほうのことば」を考えよう」と設定し、ワークショップを実施した。
- ・これまでに4校、114名のこどもたちが参加し、「大丈夫だよ」「静かに「にこにこ」見守ろう」「こどもってそんなもの、誰も悪くないですよ」など、様々な意見が出された。

③みんなでつくる子ども憲章会議

- ・「(仮称)子ども憲章」について、子供や若者、子育て当事者の方などから、幅広く意見を聞くことを目的に開催したもので、こども家庭庁が全国で展開している「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」として実施した。

- ・ 8月1日に北九州市立子ども図書館で行い、こども政策担当大臣である加藤大臣のビデオメッセージや、こども家庭庁長官官房地方連携推進室の吉村室長をはじめ、小・中・高・大学生、保護者など、約90名に参加していただき、意見交換を実施した。

④ 「(仮称) 子ども憲章」素案の内容

- ・多くの方に親しんでもらえるよう、タイトルを「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ!」とし、子供や子供を育てる人にやさしい社会の実現のため、5つのアクションを盛り込んだ。

【5つのアクション】

- 1 こどもがいたら、みんなで「にこにこスイッチオン!」
- 2 こどもとは、大人がひざをかがめて同じ「目線」で
- 3 こどもを諭(さと)すときには、「愛情いちばん」
- 4 子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」
- 5 こどもの周りにはいつもたくさんの「ありがとう」

⑤ 市民意見の募集

- ・素案について、9月1日から9月30日までの1か月間、市民からの意見を募集する。

⑥ 今後のスケジュール

- ・9月の市民意見募集と並行して、引き続き「みらい政策委員会」等から意見聴取を実施する。
- ・10月上旬に、市民意見を取りまとめ、素案への反映を検討の上、市民意見の募集結果及び最終案の報告をする。
- ・最終的な「(仮称) 子ども憲章」の策定は11月頃を予定している。

≪委員の主な意見≫

- ・子ども憲章を市民に浸透させるために、活用方法を工夫されたい。
- ・素案にあるように、いつも笑顔でいることは大事であると思うが、笑顔でいることができる社会環境を作っていくということについても配慮されたい。
- ・タイトルを「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ!」としているが、内容が何なのか分かりにくいため「憲章」という言葉を使うことについて検討されたい。
- ・保護者等に配布するための冊子を作成するとのことだが、子供がいない世帯などへの周知も検討されたい。

○令和6年10月24日 保健福祉委員会

「(仮称) 子ども憲章」素案に対する市民意見の募集結果について、当局より

説明を受けた。

(説明要旨)

①市民意見募集の結果

- ・「(仮称)子ども憲章」素案について、令和6年9月1日～9月30日に市民意見の募集を行ったところ、130人から219件の意見をいただいた。
- ・意見では、「(仮称)子ども憲章全体にかかるもの」(62件：約28%)と「アクションにかかるもの」(140件：約64%)が多く寄せられた。
- ・素案への反映状況については、既に記載済のものが159件(約73%)、追加・修正を行ったものが15件(約7%)、それ以外のものが45件(約20%)となっている。

②素案からの主な修正点

- ・タイトル「北九州市こどもまんなか にこにこスイッチ！」について、主な市民意見として、「この言葉を聞くと5つのアクションを思い出せるような題名がいい」「名称を「こどもまんなかスイッチ」にしてはどうか」との意見があり、タイトルを5つのアクションにつながるよう、「こどもまんなかcityの合言葉 北九州市こどもまんなかスイッチ！」に修正した。
- ・アクション2「こどもとは、大人がひざをかがめて同じ目線で」について、主な市民意見として、「前文を読むと、5つのアクションは、全部大人がするものと思っていたが、ここだけ「大人が」が入っているので、前文の内容とずれている感じがする」「「大人が」はなくてもいいのではないか」との意見があり、アクションの「大人が」を削除し、「こどもとは、ひざをかがめて同じ目線で」に修正した。
- ・アクション3「こどもを諭(さと)すときには愛情いちばん」について、主な市民意見として、「「こどもを諭す」の言葉は意味が難しいので、少しやわらかい表現に変えるといいのではないか」「「諭す」という言葉が難しいように感じた」との意見があり、できるだけ分かりやすくなるよう、「教え諭す」という言葉を使用し、「こどもに教え諭(さと)すときには愛情いちばん」に修正した。
- ・アクション5「こどもの周りには、いつもたくさんありがとう」について、主な市民意見として、「その後の行動に繋がりやすいよう、何か助詞があった方がいい」「「ありがとう」の後に「を」を入れると、聞いた人が「ありがとう」を「広げよう」や「溢れさせよう」など、行動の幅が広がるのではないか」とのご意見があり、「こどもの周りには、いつもたくさんありがとうを」に修正した。

③今後の予定

- ・10月下旬頃を目途に、「北九州市こどもまんなかスイッチ！」を策定し、広

く市内へ浸透するよう周知していく。

《委員の主な意見》

- ・「こどもまんなか」という言葉はインパクトがあるので、市の施策全体を「こどもまんなか」にふさわしいものとして充実するよう取り組まれない。

○令和6年11月7日 保健福祉委員会

報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

近年、デジタル化やグローバル化、価値観の多様化など社会状況が大きく変化
する中、子供を取り巻く環境は、貧困や虐待、孤立などが深刻化している。これ
らの複雑な問題に対し、子育てにおいては、社会全体として子供を支える取組や
子供を地域全体で見守り、育てていくという視点が重要となっている。

本市においてもその視点を共有するための憲章である「北九州市こどもまん
なかスイッチ！」の策定に取り組んでいる。

憲章制定に関する調査では、日常生活の中での様々な立場の方の、子供や子
育てに対する思いや価値観の違いをどのように縮めていくのか、また、憲章制定
の目的でもある「地域社会で子供に関わり、見守り、育てる」という気運をどの
ように醸成していくのかが課題であると認識した。

この課題に対応するには、この憲章に掲げられた内容を市民に広く浸透させる
ことが重要であるため、この憲章を様々な場面で活用するなど、子育て世帯だけ
でなく、異なる世代や立場の方へも積極的な周知を行うことが必要である。

また、本市の子育て支援は、令和5年度の市民意識調査における市政評価で「子
育て支援の推進」が3年連続2位となっており、高く評価されている一方で、市
政要望も2年連続2位となっており、市民からはさらなる子育て支援策の充実が
求められている。

本市では、市全体で「こどもまんなか社会」を目指すため、令和5年11月に産
学官・地域・若者と共同で、全国初となる「こどもまんなかcity宣言」を行
い、子ども・子育て支援を打ち出している。その実現に向けて、本市の全ての施
策に「こどもまんなか」の意識が反映するように取組を進めることが望まれる。

今後の子ども・子育て支援については、子供たちが安心して暮らせると実感で
きるように、子供や子育て世帯に寄り添った取組を進め、本市が目指す「こども
まんなか」社会が実現されることを期待する。